

令和3年度 国立大学改革強化推進補助金

(国立大学経営改革促進事業)

公募要領

令和3年4月

文部科学省

令和3年度国立大学改革強化推進補助金 (国立大学経営改革促進事業)

公募要領

基本的な考え方

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行している。「第4次産業革命」は、既存の産業構想、就業構想、さらには人々の生活を一変させる可能性があるとして指摘されており、また、18歳人口が今後縮小し、2040年には現在のおよそ3分の2になるという推計もある。

このような中、Society5.0の実現に向けた取組の進展が不可欠であり、国立大学においては、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出すことができるよう、その強みや特色を最大限に活かし、学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織への転換を推し進める必要がある。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各大学において、質の高い教育、研究を継続していくための取組を進めるとともに、危機克服後の新しい社会様式の中で、大学における教育、研究、経営はどうあるべきか、新たな視点を持って、その未来像の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

このような国立大学の転換を進める上で、学長がリーダーシップを発揮するなどにより、法人化のメリットを最大限に活かす経営改革の推進が不可欠となっている。本事業は、このような観点に立って、国立大学の経営改革の実装を実現・加速し、国立大学のモデルとなり得る意欲的で先進的な取組に対する支援を行うものである。

支援・申請の概要

令和3年度においては、上記の基本的な考え方にに基づき、経営改革構想を実現する上での具体的な取組内容や評価指標（KPI）の設定状況などを勘案の上、学長のリーダーシップ等による明確な経営改革構想に基づくスピード感ある取組に対して集中的・重点的支援を行う。

(1) 支援対象

(※単一の取組だけでなく、複数の取組を組み合わせた取組も支援対象)

- | |
|--|
| <p>①大学間連携や産学連携の推進等による地域イノベーションの創出等に取り組む国立大学法人
(支援する取組のイメージ)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 法人統合等により、これまでにない異分野融合型の教育研究、及び産学連携機能の強化、業務の効率化等を実現する取組 |
|--|

- 地域の中核大学が特定の分野にリソースを大胆に集中すること等により、研究の強み・特色を大幅に強化し、当該分野における地域内及び国内外の企業との大型共同研究を実施することで、財務基盤の強化による資金の好循環を実現し、大学全体の教育研究の高度化を図る取組

②世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人

(i) 指定国立大学法人

(ii) 第4期に世界最高水準の教育研究の展開を目指す国立大学法人

(支援する取組のイメージ)

- 世界最高水準の教育研究の展開に向けて大学院改革を大胆に進めるなど全学的な組織改革を実現するとともにリソースの重点投資による研究力の飛躍的向上と産学連携体制の抜本的強化による戦略的外部資金の獲得増により経営改革を実現する取組

(2) 申請要件

ア) 申請者は、(1)に該当する経営改革構想に基づく調書を作成し、文部科学大臣宛に提出することにより補助金の申請を行うこと(調書の提出先は、審査方法等(1)提出資料・提出期限を参照)。

イ) 調書の作成にあたっては、以下の事項について、わかりやすく過度な重複がないよう簡潔に記載すること。

1. 大学全体の経営改革のビジョン

- ✓ 大学の教育研究力の向上等を図るために、大学としてどのような経営改革のビジョン(経営改革構想)を描いているか
- ✓ 経営改革構想が実現することにより、大学全体の構造(システムや仕組み)がどのように変化するか
- ✓ 特に、(1)①に申請する大学で、
 - ・大学間連携や法人統合等を改革の中核とする大学については、連携や統合によるシナジー効果が具体的に示されるとともに、経営基盤の強化や業務の集約化がどのように図られるかが、定性的及び定量的に示されているか。経営基盤の強化や業務の集約化については、連携前後の収支状況を比較し、経営強化や効率化による効果の見込みが、本補助金による支援を少なくとも上回るか。
 - ・特定の分野へのリソース集中による財務基盤強化等を改革の中核とする大学については、強み・特色のある分野にリソースを集中することが大学全体の経営改革にもたらす効果を具体的に示しているか。また、当該分野における地域内及び国内外の企業のニーズ等の分析を行った上で、財務基盤の強化による資金の循環をどのように図るかが、定性的及び定量的に示されているか。連携前後の収支状況を比較し、財務基盤を強化し資金の循環を実現させることによる効果の見込みが、本補助金による支援を少なくとも上回るか。

- ✓ 特に、(1) ②に申請する大学については、世界の有力大学と伍して国際的な研究・人材育成の拠点となるための課題が十分に分析されているか
(世界の有力大学と比較した課題の抽出に向けた課題・取組の分析等)

2. 補助金を活用した取組の位置付け及びその具体的な内容

- ✓ 経営改革構想の中で、本補助金を活用した取組がどのように位置付けられるか
- ✓ 本補助金を活用した取組の具体的な内容（取組が複数の場合は取組ごとに記載。）

3. 経営改革構想実現に向けたこれまでの成果・実績

- ✓ 経営改革構想の実現に向けたこれまでの改革実績（外部資金獲得に向けた改革、人事権の集約等人事給与マネジメント改革、学長補佐体制の充実や資金配分に係るガバナンスの改革など）

4. 本事業終了後における取組の持続性の担保

- ✓ 本事業における取組のうち補助金支援の終了後も実施する取組について、構想を発展させつつ持続的に取り組むことが可能か
- ✓ 補助期間終了後に必要な経費（金額）を明示し、それをどの財源からいくらずつ捻出することにより事業継続が可能となるのかが、明確に記載されているか

5. 達成すべき成果目標及び具体的な評価指標（KPI）

- ✓ 経営改革構想の実現や本補助金を活用した取組の実施により、達成すべき教育、研究、社会貢献及び経営面に関わる成果目標、及び成果目標を測定する具体的な評価指標（KPI）を設定（令和3年度のKPI）しているか
 - ※経営改革構想の実現に係る成果目標及びKPIと、当該経営改革構想中、本補助金を活用した取組の実施に係る成果目標及びKPIをそれぞれ明示
 - ※令和4年度以降のKPIを設定することも可能

《KPIの設定（例）》

- ①主に、大学間連携や産学連携の推進等による地域イノベーションの創出等に取り組む国立大学法人

- 大学間連携に関するKPIを設定

- ・教育研究等の強み・特色の強化やシナジー効果の創出
- ・大学間連携を通じた経営基盤の強化や業務の集約化 など

- 地域イノベーションの創出に関するKPIを設定

- ・地域産業への貢献
(例：生産額・雇用者数の増、新事業・新産業の創出)など
- ・特定分野における共同研究の実施額・件数 など

②主に、世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人
次の KPI の項目等について、少なくとも各大学の現状値を定量的に上回
る KPI を設定

○研究力に関する KPI

・ トップ 10%補正論文数の掲載状況

(例：13%以上、一定編数以上 (各年度の大学の IR データ)) など

○外部資金獲得に関する KPI

・ 経常収益に占める外部資金の獲得割合

(例：20%以上 (各年度の財務諸表)) など

○国際化に関する KPI

・ 国際共著論文比率

(例：30%以上、一定編数以上 (各年度の大学の IR データ)) など

(※) (i) に申請する法人は指定国立大学法人として設定している KPI
を前提として、その上乘せ・加速化等を図るか否かも評価

③①②共通に想定される KPI

いずれの法人においても、以下等のマネジメントに係る KPI を、当該大学
の現状値を定量的に上回る KPI として設定

○人事給与システム改革に関する KPI

・ 若手教員の確保など、教員の年齢構成の適正化

(例：若手教員比率 3 割以上 (各年度の大学の IR データ)) など

・ 大学全体の人事マネジメントの集約

・ 教員の流動性の向上 (例：自校出身者占有率) など

○その他マネジメントに係る KPI 等

6. 学長裁量経費・外部資金との連動

- ✓ 本補助金と、学長裁量経費 (国立大学法人運営費交付金内に区分) 及び外
部資金を連動させて取組を進めているか (※本補助金額に対し、(1) ①
の大学は学長裁量経費等の学内外資金が 2 分の 1 以上、(1) ②の大学は
外部資金が 2 分の 1 以上であることが必要)

ウ) 申請の際、以下の要件をクリアしていること。

- ・ 大学として学生募集停止中でないこと
- ・ 本事業への申請の前年度 (5 月 1 日時点) において、大学全体の収容定員充
足率が 85%以上であること
- ・ 設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと
- ・ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科
学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受け
ていないこと

(3) 支援内容

本事業における支援内容は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国立大学改革強化推進補助金交付要綱（平成25年1月23日文部科学大臣決定）に定めるほか、次のとおり取り扱うものとする。

(支出できる経費（例）)

本補助金に申請できる経費は、事業の実施に必要であって、本補助金を活用することが適切な経費に限ることとし、大学運営において当然に必要な教職員に係る人件費や設備備品に係る経費など、国立大学法人運営費交付金等から支出すべき経費を本補助金から支出することはできない。

想定される経費としては、例えば、以下のようなものが挙げられる。

<①大学間連携や産学連携の推進等による地域イノベーションの創出等を進める国立大学法人>

- ・ 連携統合準備室の設置に必要な人件費
- ・ 連携統合を進めるための財務会計システム整備経費やコンサルティング業務委託費
- ・ 地域を越えた教育研究やシナジー効果を生み出す教育研究を可能とするための設備備品費
- ・ 共同教育課程や共同研究センターの設置に伴う設備備品費や教員人件費
- ・ 産学連携の推進、寄付金の拡充等外部資金の獲得を抜本的に進めるための人件費や研究開発費

<②世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人>

- ・ 国際的な教育研究環境を整備するための外国人教員の人件費や設備備品費
- ・ 産学連携や出資事業の推進、寄付金の拡充等外部資金の獲得を抜本的に進めるための人件費や研究開発費
- ・ IRによるデータ分析のための外部アナリストやIRシステム運営マネージャーの人件費
- ・ 世界トップレベル大学と伍していくために必要となる戦略立案を行うための調査研究費

(支出できない経費（例）)

本補助金による支出ができない経費として、例えば以下のようなものが挙げられる。なお、この他にも、補助事業内容に応じて本補助金による支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

- (i) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- (ii) 航空保険やレンタカー保険といった、任意で加入する保険等、各個人が負担すべき経費
- (iii) 学生への奨学金等の、学生に対する研究奨励金や学資金の援助のための

経費

- (iv) その他、事業遂行のために本補助金を支出する直接の必要がないと考えられる経費
 - ・懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費 等
- (v) 本補助事業以外の用途に使用する等の、法令や交付要綱等に反した使用に係る経費
 - ・本補助事業以外の取組に使用する物品等に係る経費
 - ・翌年度の事業に使用する物品等、当該補助事業実施期間内に使用しないものに係る経費
 - ・補助事業実施期間中に納品されなかった物品等に係る経費
 - ・補助事業実施期間中に役務提供が完了していない経費 等

(事業経費の査定)

公募申請時の補助金予定額と採択決定時の補助金内示額に差額がある場合、当該差額は自己財源などにより充当し、事業規模を確保すること。

(4) 期間等

ア) 事業の期間

事業の期間は1年間とする。

イ) 補助件数

- ・ (1) ① 2件程度
- ・ (1) ② 1件程度

※件数は予定であり、最終的な補助件数は有識者による検討会が決定する。また、支援額は構想内容・採択件数に応じて決定する。

ウ) 採択事業のフォローアップ

経営改革構想の実現状況を把握・分析し、さらなる取組の推進を図るため、採択された事業については、事業期間終了後、KPIの達成状況を含めた取組の進捗状況を確認する。

エ) 共同申請

(1) ①の申請の場合は、共同による申請を可能とする。この場合、申請は各大学の連名によるものとするとともに、一つの大学に補助金を一括交付し、必要な経費について連携先に配分するものとする。

審査方法等

(1) 提出資料・提出期限

ア) 提出資料

- i) 【様式】国立大学経営改革促進事業 計画調書
- ii) 経営改革構想及び取組の内容を、図、写真等を用いてまとめた資料
(ポンチ絵、A4横向き片面3枚以内で作成すること)

※ii)については、審査資料となることを念頭に置いていただき、「支援・審査の概要(2)イ」の全ての項目が明確となるよう作成ください。

イ) 提出方法

提出期限までに、上記ア) 提出資料の電子媒体（編集可能なファイル形式）を電子メールにて提出すること。

ウ) 提出期限：令和3年6月1日（火）

提出期限後の資料の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

エ) 提出先

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課 専門職苑
hojinka@mext.go.jp

※メール件名は「00【〇〇大学】令和3年度国立大学経営改革促進事業の申請について」とすること（00は法人番号）

(2) 審査方法等（予定）

- 審査は原則、書面及びヒアリングにより実施する。
- 本補助金交付先の選定のための審査は、文部科学省が設置する有識者による検討会において行う。
- 有識者による検討会に関する庶務は、政府の科学技術イノベーション施策に関する助言を得る観点から、内閣府の協力を得つつ、国立大学法人支援課において処理する。

※多数の申請があった場合には、書面審査（1次審査）を通過した申請についてのみヒアリング（2次審査）を実施する場合がある。

その他留意事項

(1) 申請情報の公表等

公募締切後、申請大学名、経営改革構想名を公表する予定としている。また、採択された大学の計画調書等については、公表することが大学の正当な利益を害すると検討会で判断されたものを除き、原則として公表する予定としている。

(2) 情報公表の促進

採択された大学については、国からの重点的な支援を受けることにより社会への説明責任を果たす必要があることから、本事業による成果や構想・取組の進捗、中央教育審議会等において議論されている学修成果の可視化や教育・研究コストの可視化など、情報の公開を積極的に進めること。

(3) 公募期間中の問合せ等の取扱い

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はウェブサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。

(4) 採択までのスケジュール (予定)

令和3年

4月28日(水)	公募開始
6月1日(火)	提出期限
6月中旬	有識者会議における審査(ヒアリングを含む)
7月下旬	交付内定
8月中旬	交付決定

※審査の状況等により変更する場合がある

【本件担当】

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
専門職付

TEL: (代表) 03-5253-4111、(内線) 2494

MAIL: hojinka@mext.go.jp